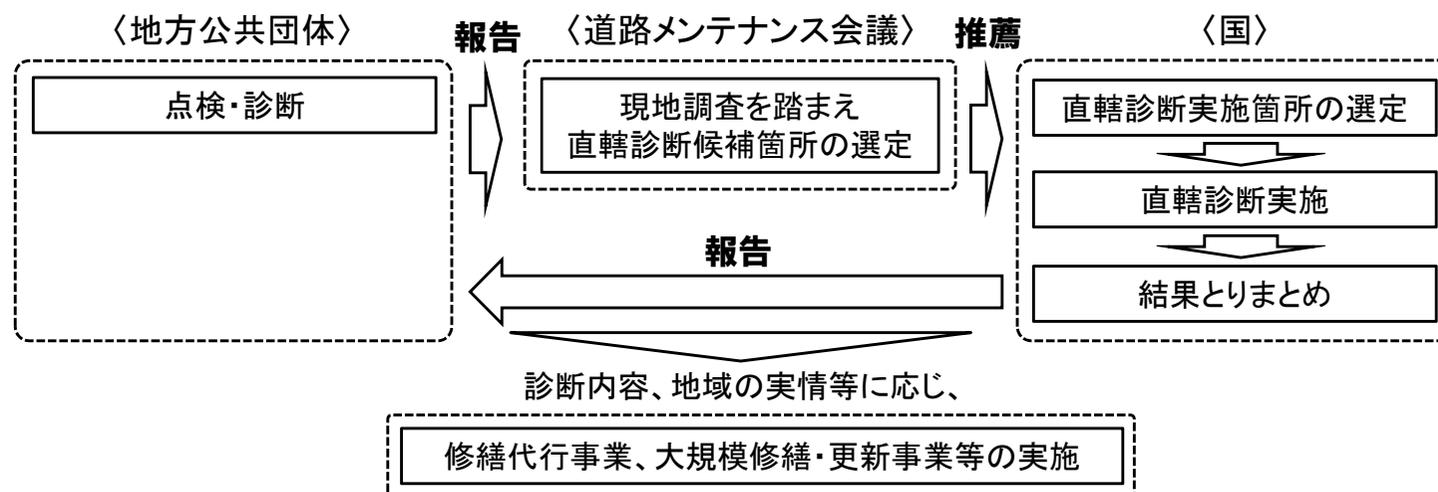


地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い施設について直轄診断を実施（平成26年度3橋梁、平成27年度2橋梁+1シェッド、平成28年度2橋梁、平成29年度2橋梁）

直轄診断:「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

年度	直轄診断実施箇所	措置
H 26年度	三島大橋 (福島県三島町)	修繕代行業業
	大渡ダム大橋 (高知県仁淀川町)	修繕代行業業
	大前橋 (群馬県嬬恋村)	大規模修繕・更新補助事業(更新)
H 27年度	沼尾シェッド (福島県南会津郡下郷町)	修繕代行業業
	猿飼橋 (奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行業業
	呼子大橋 (佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行業業
H 28年度	万石橋 (秋田県湯沢市)	修繕代行業業
	御鉾橋 (群馬県神流町)	修繕代行業業
H 29年度	音沢橋 (富山県黒部市)	
	乙姫大橋 (岐阜県中津川市)	

【平成28年度 直轄診断実施箇所】

■ 万石橋(秋田県湯沢市)

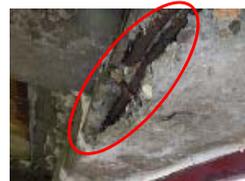


<万石橋の状況>

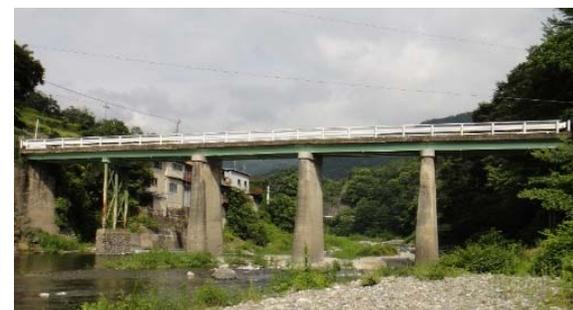


主桁のひびわれ

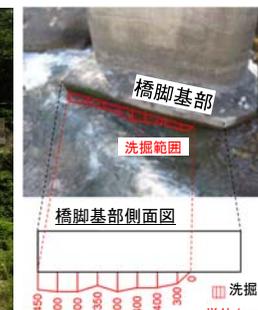
鉄筋の露出



■ 御鉾橋(群馬県多野郡神流町)



<御鉾橋の状況>



橋脚の洗掘



主桁の変形

『直轄診断の選定基準』

直轄診断の実施箇所は、以下の4つの選定基準を全て満たすものとする。

①当該施設の点検・診断・修繕に関し、複雑な構造を有する場合、劣化損傷の形態が特異な場合などの理由により高度な技術力等を要すること

例えば、以下のような構造物

- ・吊り橋、斜張橋、アーチ橋、長大橋などの特殊な構造物・大規模構造物
- ・急峻な谷間に存在するなど、高度な機械力を要する構造物
- ・アルカリ骨材反応、塩害、疲労破壊などの損傷が著しく、診断・修繕に高度な技術力を要する構造物
- ・建設後50年以上を経過し、劣化度合いが深刻であるとともに、建設時の設計、施工方法等の詳細が不明な構造物

②上記に対し、当該地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと

③当該施設が社会的に影響の大きな路線に位置するものであること

④地方公共団体自らが実施した点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること